

令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の 作成業務企画提案募集要領

この要領は、令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務企画提案募集に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、参加申込者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 委託業務名称

令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務

2 目的

コロナ禍で小中学校では不登校児童生徒が増加傾向にあることから、不登校児童生徒の教育機会を適切に確保することを目的として、学校や家庭等で活用できる基礎・基本学習動画の作成を行う。

3 企画提案実施スケジュール

- (1) 企画提案書募集開始：令和3年10月6日（水）
- (2) 質問票提出期限：令和3年10月12日（火）午後5時15分まで（必着）
- (3) 参加意向表明書提出期限：令和3年10月18日（月）午後5時15分まで（必着）
- (4) 企画提案書提出期限：令和3年10月25日（月）午後5時15分まで（必着）
- (5) 審査結果の通知：令和3年10月29日（金）頃
- (6) 委託期間：契約締結日から令和4年3月31日（木）

4 業務の概要

(1) 委託内容

別添「令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）までの間とする。ただし、動画の納入については、契約締結日から令和4年3月10日（木）までに行うこと。

(3) 完了条件

仕様書で定める条件を完遂すること。

(4) 委託料

24,948千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 企画提案の参加資格

次の要件を満たしていること。

- (1) 令和2～4年度愛媛県競争入札参加資格者登録名簿に登録されていること（企画提案書の提出期限までに登録が予定されている者を含む。）。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て、及び破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 過去に学習動画の作成の実績を有すること。

6 企画提案募集への参加表明

企画提案募集への参加の有無について、令和3年10月18日（月）午後5時15分（必着）までに別添「令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務企画提案募集参加意向表明書」（様式1）及び「業務実績表」（様式2）を添えて、電子メール又はFAXで提出先へ送付すること。送付後、電話により着信を確認すること。

※ 提出先：「11 問合せ先・提出先」を参照

7 企画提案書の提出

(1) 作成方法等

ア 提案内容

別添「令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務委託仕様書」により作成すること。

イ 形式

原則としてA4判縦、横書き、左綴じとする（着色可）。

ウ 表紙

提案書の表紙には、宛名「愛媛県知事」、タイトル「令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務企画提案書」、提出年月日、社名（正本のみ押印）、代表者名を記載すること。

※ 質問がある場合は、別添「令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務質問書」（様式3）により令和3年10月12日（火）午後5時15分までに「11 問合せ先・提出先」あてにメール又はFAXで問い合わせること。送付後、電話により着信を確認すること。質問及び回答内容は企画提案募集に参加する全ての者にメール又はFAXで送付する。

なお、電話や来訪による口頭での質問は受け付けない。

(2) 記載事項

ア コンセプト

イ 学習動画の提案内容（各教科の全体的なカリキュラムの構想や、学習動画イメージ及び動画1本の構成など）

ウ 独自提案の内容（学習者の意欲を引き出す工夫や理解促進を図る手立て、その他アピールできる強みなど）

エ 同種業務の実績

- オ 経費
- カ 作成業務推進体制
- キ 作成スケジュール（納入スケジュール、納入に向けての進め方）
- ク 費用見積（人件費、事業費、一般管理費、消費税の区分別に記載）

(3) 提出部数

企画提案書 10部（うち正本1部）

(4) 提出期限及び提出方法

提出日 令和3年10月25日（月）午後5時15分までに提出すること。

提出方法 「11 問合せ先・提出先」まで持参するか、郵送すること。

なお、郵送の場合は書留又は簡易書留により送付すること。

8 審査

(1) 審査方法

選定審査会を設置し、提出された企画提案書の内容を踏まえ、別紙審査基準に基づいて、総合的に審査・評価を実施する。

(2) ヒアリングの実施

提出された企画提案書について、ヒアリングを実施する場合がある。また、提出物の内容については、別途問い合わせる場合がある。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各参加申込者に書面で通知する。

9 契約の方法

(1) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条の規定により、契約金額に契約保証金の率（10分の1以上）を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 別添「令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務委託仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものとする。したがって、審査の結果、選定された参加申込者の企画提案内容によっては、協議等の結果に基づき、委託業務内容が追加又は修正される場合がある。

(3) 選定された参加申込者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定審査会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

10 その他

(1) 企画提案書の作成及びこれに係る付帯作業の経費等は参加申込者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書については返却しない。

(3) 参加意向表明書提出後に辞退する場合は、「令和3年度愛媛県不登校児童生徒支援拡充事業における基礎・基本学習動画の作成業務企画提案募集参加辞退届」（様式4）を提出すること。

(4) 次の各号に該当した場合、参加申込者は失格になる場合がある。

- ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - イ 当該関係者に対し、当該企画提案募集に関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (5) 提出された書類は、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）に基づく情報公開の対象となる。

11 問合せ先・提出先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課
TEL 089-912-2943 FAX 089-934-8684
E-mail gimukyoku@pref.ehime.lg.jp